

令和5年度 第1回

香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和5年10月16日(月) 14:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

日 程

- 1 新委員紹介
- 2 議題
 - 議題 1 香美市成年後見制度における市長による審判の請求手続等に関する要綱の改定について
- 3 報告
 - 報告 1 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置について
 - 報告 2 成年後見制度利用促進基本計画作成について
 - 報告 3 成年後見市長申立ての状況について
 - 報告 4 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について
- 4 その他
- 5 副会長あいさつ

2 議題

議題1 香美市成年後見制度における市長による審判の請求手続等に関する要綱の改正について

香美市成年後見制度における市長による審判の請求手続等に関する要綱(平成20年香美市告示第62号)を同要綱第2条から第9条までの市長による審判請求については、香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱(以下、「申立て要綱」という。)として、同要綱第10条から第13条までに規定されている成年後見人等報酬の助成については、香美市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(以下、「助成要綱」という。)として定める。

(1)経過

- R4.6.24 第1回香美市権利擁護連携協議会 成年後見制度利用促進検討部会
－後見人等への報酬の助成の在り方について問題提起
- R4.8.23 第2回香美市権利擁護連携協議会 成年後見制度利用促進検討部会
－要綱の見直し案の検討
- R5.2.9 第3回香美市権利擁護連携協議会 成年後見制度利用促進検討部会
－要綱の見直し案の検討。
- R5.2.13 高知県障害福祉課を通じて、厚生労働省へ後見人等への報酬の助成について質問
- R5.8.22 第1回香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の成年後見制度利用促進検討会
－要綱の見直し案の検討

(2)改正概要

第2期成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見人制度利用支援事業を活用し、市町村長申立て以外の本人又は親族による申立てにおける申立費用や報酬助成が推進されている。

一方、本市の報酬助成は市長の審判請求を前提していることから、市長の審判請求と報酬助成が単一の要綱に定められており、今後、本人又は親族による申立てによる被成年後見人等への助成を進めるにあたり、市長の審判請求と報酬助成を分けて要綱を設けることとする。

後見人等の助成額は、月額上限額を設けるとともに基準額を設定し、月別に後見人等の支援内容に応じて、報酬を算定したうえで、報酬付与の審判により決定された金額との差額を助成する方式から、月額上限額のみを設定し、月額上限額と報酬付与の審判により決定された金額との差額を助成する方式に変更する。

施行は、令和6年1月1日を予定している。

(3) 改正内容

個別の改正については、以下のとおり。

表1 要綱改正内容

改正内容	改正理由	備考
市長申立ての決定に当たっては、成年後見制度利用調整会議(中核機関設置要綱第6条)を経ることを位置付ける。	従前は、要綱上には規定がないものの「成年後見制度香美市長審判請求審査委員会」を経て、市長申立てすることとされていたが、中核機関が設置され、成年後見制度利用調整会議にて同様の協議を実施することとなった。	申立て要綱第6条
生活保護法による被保護者以外の低所得者の定義を明確化した。	これまで、生活保護法による被保護者に準ずる者と規定されており、基準が明確となっていなかった。	助成要綱第3条第1項(2)イ
香美市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第4条第3項に定める措置の決定を受けた者の一部を対象とした。	緊急的に措置した者について、後見人等に十分な報酬が付与されない場合があることから、一定の報酬が見込めるようにすることで、後見人等を確保するため。	助成要綱第3条第1項(2)ウ
市長申立てによる保佐人又は補助人の申立てにより、成年後見人等へ類型変更となった場合も継続して報酬助成を受けられるようにした。	これまで類型変更した場合は、助成対象外となり、不公平な状況が発生していたため。	助成要綱第3条第2項
報酬助成額を在宅生活者は、28,000円、施設での生活者は、18,000円を上限とし、家庭裁判所審判により決定された報酬付与額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)との差額を助成することとした。	従前は、基準額を設け、提出された報告書の内容から担当職員の判断で基準額へ上乘せする形で助成額を決定しており、その判断内容が不明瞭であったため。	助成要綱第5条

(4) 今後の課題

(ア) 親族又は本人による申立てへの助成

第2期成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見人制度利用支援事業を活用し、市町村長申立て以外の本人又は親族による申立てにおける申立費用や報酬助成が推進されていますが、市長申立て以外についても助成対象とすると、市で把握できていない被後見人からの申請が見込まれることから、助成に要する予算の見通しが立てにくいえ大きく増額となる可能性があり、年度末に予算が不足すると、これまで助成を受けていた市長申立てした被後見人への助成ができないケースが想定されます。

実際、助成対象を広げた市町村では、平成23年度に11件であった助成が令和元年度には、138件となり、予算も16倍となったとの報道がなされています。

(イ) 家庭裁判所審判により決定された報酬付与額と報酬助成上限額の関係性

助成要綱第3条第1項(2)イに定める低所得者の所得状況と月額上限額と同等の報酬付与の審判を受ける被後見人の所得状況には大きな乖離があり、助成要綱にある月額上限額以下の報酬しか得られない後見人等が発生する。

(ウ) 助成対象者が死亡した場合

報酬助成の申請手続きは、家庭裁判所への活動報告の後に、被後見人から申請されることとなります。被後見人が死亡したため、後見業務が完了した場合は、申請者が死亡しており、事前に助成決定していないことから相続にも該当しないことから、制度上は、助成できない。結果、後見人等が十分な報酬を助成できない。

助成ではなく、後見人等への補助金的な助成制度にできないかと、厚生労働省へ協議したが、被後見人等への助成制度でないと補助金の交付対象外との回答があったことから、従前どおり被後見人等への助成制度となっています。なお、助成対象者が死亡した場合の取扱いについても併せて質問しておりますが、回答がない状況です。

3 報告

報告1 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置について

令和5年4月1日付けで香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置しました。

報告2 成年後見制度利用促進基本計画作成について

令和4年度中に策定予定としていました成年後見制度利用促進基本計画については、第3期香美市地域福祉計画と統合する形で、令和4年度末に作成しました。

報告3 成年後見市長申立ての状況について

成年後見市長申立ての状況は、下表2のとおりで、高齢者については年度によって差が見られるものの平均6件程度の横ばいの状況となっています。障害者についての利用は、年間1件程度の状況が続いています。

表2 成年後見市長申立ての状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5(暫定)
高齢	7人	3人	9人	5人	6人	2人
障害	1人	1人	0人	0人	1人	0人

報告4 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

高齢者虐待通報・認定状況の推移は、下表3-1、3-2のとおりで、高齢者については養護者からの虐待に関する通告が多く、認定件数は、年間1、2件で横ばいの状態が続いています。「そのほか」については確認の結果「養護者」にあたらなかったものです。施設職員からの通告は0件です。

障害者については、養護者からの虐待については減少傾向にあり、施設職員からの虐待が年間1件程度となっています。

表3-1 高齢者の通告件数と認定件数

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区域	類型	通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
香美市	養護者	10	1	8	2	5	0	5	2
	施設職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	そのほか	0		5		4		5	
高知県	養護者	235	97	261	135	248	124	年末公表 見込み	
	施設職員	19	13	19	6	23	4		

表3-2 障害者の通告件数と認定件数

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区内	類型	通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
香美市	養護者	5	0	2	0	2	1	0	0
	施設職員	0	0	2	0	2	1	1	1
	使用者	0		0		0		1	
	そのほか	2		1		0		0	
高知県	養護者	26	4	20	5	29	13	年度末公表 見込み	
	施設職員	10	1	11	1	16	1		

令和4年度に通告のあった事案についての詳細は、別添資料5、6のとおり。

香美市権利擁護連携協議会委員名簿

	所属	役職	氏名
1	高知地方法務局香美支局	支局長	十河昌弘
2	高知公共職業安定所香美出張所	所長	森英司
3	高知県中央東福祉保健所	所長	谷脇淑代
4	高知県南国警察署 生活安全課	課長	濱崎法章
5	香美市消防署	署長	五百蔵哲雄
6	香美市役所 福祉事務所	所長	野邑裕永
7	香美市役所 高齢介護課	課長	中山繁美
8	同仁病院	院長	山下元司
9	香南香美老人ホーム組合 白寿荘	施設長	小松謙介
10	居宅介護支援事業所 いろは	管理者	田村美和子
11	かがみの育成園	支援課長	中山智博
12	香美市社会福祉協議会	会長	弘末俊郎
13	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中博通
14	香美市障害者自立支援協議会	会長	秋友英稔
15	司法書士		宮下陽介

R5年4月1日時点

○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市成年後見制度の利用促進に係る中核機関の運営状況及び体制等
- (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関し必要な事項

(構成)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

(会議)

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。

(専門部会)

第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
 - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
 - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
 - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項
- 3 個別ケース会議は、高齢者にあつては高齢介護課長が、障害者にあつては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び高齢介護課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
高齢介護課
香美郡医師会
介護保険施設
介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
香美市障害者自立支援協議会
識見を有する者（法律関係、困難ケースに詳しい者など）
その他市長が指定するもの

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。